

○瑞穂町特定個人情報等の安全管理に関する基本方針

平成29年5月30日

告示第97号

改正 令和元年12月27日告示第192号

令和5年3月28日告示第56号

1 特定個人情報等の保護に関する考え方

瑞穂町では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第28号。以下「番号利用条例」という。）に定められた事務において個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱います。番号法及び番号利用条例においては、特定個人情報等の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めていることから、管理体制、取扱規程等を整備し、及び職員等に遵守させる等の措置を講じ、適正に特定個人情報等を取り扱います。

2 特定個人情報等の保護方針

特定個人情報等を取り扱う全ての事務において、次のとおり特定個人情報等を適正に取り扱います。

（1）法令遵守

次に掲げる特定個人情報等の適正な取扱いに関する法令等を遵守します。

ア 番号法

イ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）

ウ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

エ 瑞穂町個人情報保護法施行条例（令和4年条例第18号）

オ 番号利用条例

カ 瑞穂町情報セキュリティポリシー（平成16年訓令第2号）

(2) 安全管理措置

特定個人情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講じます。

(3) 適正な収集、保管、利用、提供及び廃棄並びに目的外利用の禁止

特定個人情報等は、番号法及び番号利用条例に定められた事務のうち、あらかじめ本人に通知した利用目的の達成に必要な範囲内で適正に収集し、保管し、利用し、及び提供するとともに、不要となった特定個人情報等は速やかに廃棄します。また、目的外利用を防止するための措置を講じます。

(4) 委託・再委託

特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先（再委託先を含む。）において、番号法、個人情報の保護に関する法律及び瑞穂町個人情報保護法施行条例に基づき瑞穂町自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行います。

(5) 継続的改善

特定個人情報等の保護に関する取扱規程等及び安全管理措置を継続的に見直し、その改善に努めます。

3 問合せ先（開示請求、苦情相談等を含む。）

企画部総務課文書法制係 電話 042-557-7495
(直通)

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和元年12月27日告示第192号）抄
(施行期日)

1 この告示は、令和2年1月1日から施行する。

附 則（令和5年3月28日告示第56号）

この告示は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日（令和5年4月1日）から施行する。